■ 改正の主要なポイント

・子どもの権利・意見尊重の強化

　子どもの発達に応じて情報提供や主体的な参画の機会を確保し、その意見を尊重する姿勢を明確にしました。

・危機管理における「自助・共助」の明記

　大規模災害等に備え、行政の「公助」に加え、市民一人ひとりの日頃の備え（自助）や地域での助け合い（共助）の役割を明記しました。

・市民参画における「分かりやすさ」と「参加しやすさ」の強化

　多様な方法での情報発信や、参画が困難な方への支援、審議会等における多様な意見の反映について解説を充実させました。

■ 条項ごとの見直し概要

第１章　総則

条項	見直し区分	見直しのポイント
(定義) 第3条	解説	この条例における用語の解説をわかりやすくしました。「市民」に含まれる多様な主体（個人、活動団体、事業者等）を具体的に例示したほか、「参画」の具体的な方法（アンケート、ワークショップ等）を明記し、市民が自分に合った方法で関われることを解説しました。

第２章　市民の権利及び責務

条項	見直し区分	見直しのポイント
(子どもの権利) 第8条	条文 解説	全ての子どもが市政に関する情報を知る権利や市政に参画する権利を持つことを明確にしました。また、第２項に「年齢や発達の程度に応じた参画の機会の確保」「その意見を尊重するものとする」と明記しました。解説には、子どもたちが主体的にまちづくりに関わるための仕組みを社会全体で整える重要性を追記しました。

第３章　市議会等の役割及び責務

条項	見直し区分	見直しのポイント
(市議会の役割及び責務) 第9条	解説	市議会が市民の意見を把握・反映し、公正で透明性の高い市政の実現に向けて監視機能や意思決定を行う役割を、より分かりやすく整理しました。

第５章　市政の原則及び制度

条項	見直し区分	見直しのポイント
(総合的かつ計画的な市政) 第15条	解説	総合計画（基本構想等）の各計画期間（〇カ年）の固定的な表記を整理しました。
(審議会等) 第18条	解説	審議会等の委員選定にあたり、男女共同参画への配慮に加え、委員の構成が公正かつバランスの取れたものとなるよう配慮する旨を追加しました。
(危機管理) 第22条	条文 解説	条文に第2項（市民の自助・共助の努力義務）を新設。平時からの備蓄やコミュニティ強化、緊急時の相互扶助の重要性を明記するとともに、市の支援体制の改善についても追加しました。

第６章　情報の共有

条項	見直し区分	見直しのポイント
(情報公開) 第24条	解説	情報公表にあたり、ホームページ等の活用に加え、「多言語・やさしい日本語での対応」など、市民が実際に情報を理解できるよう配慮することを追加しました。

第７章　市民参画

条項	見直し区分	見直しのポイント
(参画の制度) 第27条	解説	会合への参加等が困難な市民に対し、多様な伝達手段や参加しやすい環境づくり、言語的配慮など、行政が支援にあたって配慮すべき事項を明確にしました。

第１０章　国、県等との連携

条項	見直し区分	見直しのポイント
第30条	条文 解説	連携対象に「等」を追加。国や県、近隣自治体との広域連携に加え、「市域外の公共的団体等」との共通課題の解決に向けた協力についても視野を広げました。